

委員会の体制整備に伴う所管法令の改正について

平成 28 年度における個人情報保護委員会の体制整備を図るため、次の所管法令について所要の改正を行うもの。

1. 政令

○個人情報保護委員会事務局組織令の一部改正【別紙 1】

事務局に置かれる参事官を 1 人から 2 人とし、参事官の職務に係る規定等を改めるものである。

(予定) 閣議：平成 28 年 3 月 22 日
公布：平成 28 年 3 月 30 日
施行：平成 28 年 4 月 1 日

2. 内閣府令

○個人情報保護委員会事務局組織規則の一部改正【別紙 2】

事務局に置かれる企画官を 2 人から 4 人とするものである。

(予定) 公布：平成 28 年 3 月 30 日
施行：平成 28 年 4 月 1 日

3. 訓令

○個人情報保護委員会事務局内部組織規程の一部改正【別紙 3】

事務局総務課に置かれる課長補佐のうち 1 人は、検察官をもって充てる旨を定めるものである。

(予定) 制定：決裁後
施行：平成 28 年 4 月 1 日

政令第 号

個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十二条第四項及び第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「一人」を「二人」に改める。

第二条第十八号中「こと」の下に「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第三条中「参事官は」の下に「、命を受けて」を加え、「つかさどる」を「分掌する」に改め、第二号を

第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特定個人情報の取扱い（情報システムを使用するものに限る。）に関する監視又は監督に関すること。

附 則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○内閣府令第 号

個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五章の規定及び個人情報保護委員会事務局組織令（平成二十七年政令第四百三十四号）を実施するため、個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

個人情報保護委員会事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

個人情報保護委員会事務局組織規則（平成二十七年内閣府令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二人」を「四人」に改める。

附 則

この府令は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成28年個人情報保護委員会訓令第 号

個人情報保護委員会事務局内部組織規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

平成28年 月 日

個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

個人情報保護委員会事務局内部組織規程の一部を改正する訓令

個人情報保護委員会事務局内部組織規程（平成28年個人情報保護委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「置く。」の下に「なお、課長補佐のうち1人は、検察官をもって充てる。」を加える。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。